

農地中間管理事業に係る平成28年度の取組方針

公益社団法人千葉県園芸協会

1 農地中間管理事業を活用した農地集積目標及び重点推進地区の設定

(1) 地域（農業事務所）別の農地中間管理事業の活用による集積目標

平成28年度の機構活用による農地集積の目標（2,600ha）達成のため、地域毎の推進目標面積は（別表-1）のとおりとする。

(2) 各地域（農業事務所）における推進地区の設定及び集積目標

各地域段階での農地集積目標達成のため、具体的な推進地区（重点推進地区含む）の選定及び農地集積目標面積等については、各地域農地利用集積推進協議会での協議により合意された内容に沿ったものとする。

2 地域の推進体制の強化

(1) 機構の現地推進員の増員

市町村や農業事務所から要望のあった機構の現地推進員の増員については、現在5名の現地推進員を7名に増員し、地域推進体制の強化を図る。

(2) 市町村等への協力依頼

地域での事業推進における連携強化のため、県及び機構役員による市町村長等への協力依頼（業務委託等）を実施する。

＊平成27年度の機構の業務委託状況（15市町村、2団体、1改良区）

(3) 農地貸借事務及び農地管理事務へのシステム導入

申請事務手続き及び賃料の受払い事務等の効率化と迅速化のため、バージョンアップした農地情報公開システムとの連動を踏まえ、これら事務のシステム化を図る。

3 農地中間管理事業における運用の見直し

農業者等からの要望をもとに、賃料積算における米価の基準年度、賃料の物納による取扱い、農地の借入期間について運用を見直し、以下のとおり対応する。

(1) 賃料積算における米価の基準年度

これまで、前年産の米価を基準としていたものを、当年産の米価を基準にできるようにする。

(2) 賃料における物納の取扱い

農地の賃料について、米などの現物での支払いの希望が強く、これを認めることにより、農地中間管理事業が進展し、農地の受け手、出し手双方の理解が得られる場合は、物納できるようにする。

(3) 農地の借入期間

農地所有者からの要望により5年まで借受期間を短縮できるようにする。

4 農地中間管理事業運営委員会の設置

各地域における担い手農業者のニーズを踏まえた業務運営を行い、地域における事業の定着促進を図るため、各地域の代表的な担い手等で構成する運営委員会を設置し、農地中間管理機構の業務に資する。

(1) 運営委員会の業務

- ・農地中間管理機構の運営状況に関する協議、検討
- ・理事会への意見具申

(2) 委員の構成

県農業事務所管内毎に選定した地域の代表的な担い手（各1名）に機構の理事（2名）を加えた構成とする。

(3) 委員会の開催

年4回の開催を原則とし、必要に応じ追加して開催する。

なお、本委員会において出された意見等については、機構のホームページに公表する。

5 地域の話し合いによる農地流動化の促進

(1) 関係機関に期待する役割

市 町 村：人・農地プランの策定、見直し等を通じた地域での話し合いの促進。

農業委員会：地域の農地情報の相互共有と農地利用最適化推進委員が設置される市町においては、農地利用最適化推進委員と機構の現地推進員等との農地集積に関する一体的な活動。

土地改良区：農地の出し手農家等に関する情報交換や機構業務受託への協力。

(2) 機構と各地域の指導機関との連携による地域リーダーの発掘、育成

機構は重点推進地区の推進に必要な情報を記録簿として整理する。その中から農地流動化に関連した課題を選定し、課題解決に向けた「話し合い」を地域のリーダー役を発掘・育成しながら、県・機構・関係機関が連携して推進する。

(3) 農地利用最適化推進委員（農業委員）との連携

- ・県農業委員会ネットワーク機構（現農業会議）と連携し、農地中間管理事業の推進についての研修会を開催し、委員への制度理解を深める。
- ・重点推進地区など地域の農地利用に係る話し合いが行われる機会に、地区を担当する農業委員や農地利用最適化推進委員（平成28年度設置16市町）に協力を求め、情報提供や地域内の調整等について共同で作業を行うなどの連携を図る。

(4) 土地改良区役員等への制度理解の推進及び業務への協力

担い手への農地集積・集約化に気運の高い土地改良区役員等と農地中間管理事業の制度理解を得るための意見交換を行い、併せて業務委託の拡大に向けた推進をする。

(5) 担い手農家との意見交換

担い手の農地集積に対するニーズを掴むため、各農業事務所単位などで定期

的に、機構に農地の借受けを希望している農家や企業的経営を行っている農家、指導農業士、農業士などの担い手農家との意見交換会を関係機関と連携し実施する。

担い手の農地利用面積の現状と目標

(別表-1)

単位: ha

地域	耕地面積			現状(平成26年度)		目標(平成35年度)		H28年度目標	
	田	畑		利用面積	集積率	利用面積	集積率	利用面積	うち 重点地区
千葉	10,310	4,936	5,374	1,247	12.1%	4,576	44.4%	221	85
東葛飾	10,064	3,911	6,153	2,115	21.0%	5,245	52.1%	178	68
印旛	23,710	11,231	12,479	5,263	22.2%	12,806	54.0%	501	193
香取	17,145	11,391	5,754	2,801	16.3%	8,133	47.4%	354	136
海匝	14,175	7,755	6,420	5,949	42.0%	9,625	67.9%	244	94
山武	17,540	10,689	6,851	3,337	19.0%	8,792	50.1%	362	139
長生	9,404	6,621	2,783	1,502	16.0%	4,567	48.6%	203	78
夷隅	6,125	4,875	1,250	638	10.4%	2,777	45.3%	142	55
安房	8,114	5,417	2,697	1,168	14.4%	3,610	44.5%	162	62
君津	10,749	7,810	2,939	1,301	12.1%	4,811	44.8%	233	90
計	127,336	74,636	52,700	25,322	19.9%	64,941	51.0%	2,600	1,000
	①			②	②/①	③	③/①		

H28目標設定手順

- 1 市町村ごとに現状の集積率に一律31.1%増を適用してH35目標集積率を設定
- 2 集積率の上限を80%として修正
- 3 不足分を水田率50%以上で集積率の低い10市町村に配分
- 4 今後集積すべき面積(③-②)から農振のない3市分を除き、
県全体の機構活用による集積面積に占める農業事務所ごとの割合を算出
- 5 平成28年度機構集積目標面積2,600haに4で求めた割合を乗じる

出典: 平成26年度耕地面積調査

平成27年度担い手及びその農地利用の実態に関する調査(H27.3)